



2025 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名	株式会社芝浦電子	
代 表 者 名	代表取締役社長社長執行役員	葛西 晃
(コード番号	6 9 5 7 東証スタンダード市場)	
問 合 せ 先	執行役員経営管理部長	星ノ谷 行秀
電 話 番 号	0 4 8 - 6 1 5 - 4 0 0 0	

YAGEO Corporation に対する追加質問への回答受領に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 8 日付「YAGEO Corporation との追加面談の実施（予定）及び YAGEO Corporation に対する追加質問送付に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「YAGEO 公開買付け」といいます。）について、YAGEO Electronics Japan の完全親会社である YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）に対して、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号。その後の改正を含みます。）に関する追加質問（以下「2025 年 7 月 8 日付追加質問」といいます。）を送付いたしましたが、本日、YAGEO より 2025 年 7 月 8 日付追加質問に対する回答を受領いたしましたので、お知らせいたします。なお、YAGEO の回答については、添付別紙又は YAGEO のホームページ（アドレス：https://www.yageo.com/jp/PressRoom/Content/press_room?category=ir_pr&news_id=20250715j&page=1）をご参照ください。

当社は、2025 年 5 月 21 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募中立）についてのお知らせ」及び「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」で公表しましたとおり、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、当該時点の当社の意見として、ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）に対して賛同の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねること、及び YAGEO 公開買付けについては、意見の表明を留保することを決議しておりますが、当社は、今後、特別委員会とも協議の上、2025 年 7 月 8 日付追加質問に対する YAGEO の回答を含む YAGEO との複数回にわたる書面及び面談での質疑応答を踏まえたシナジー及び YAGEO 公開買付けの実現可能性に係る検証内容並びにミネベアミツミによるミネベアミツミ公開買付けの公開買付価格の引き上げの意向等を総合的に勘案いたしまして、当社の企業価値引いては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から、引き続き YAGEO 公開買付け及びミネベアミツミ公開買付けについて真摯に検討を行い、決定事項があれば当社の株主の皆様速やかにお知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報に引き続き十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

以上

公開買付けに係る追加質問への回答

1. 2025 年 7 月 1 日付訂正公開買付届出書について

(1) 公開買付者は、2025 年 6 月 2 日に、経済産業省との協議が着実に進み、公開買付者独自の判断として、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに外為法の承認を取得できる見込みと判断して外為法の再度の届出を行ったにもかかわらず、再度の届出から 1 ヶ月以上が経過した 2025 年 7 月 8 日時点においても、依然として外為法の承認が取得できておらず、かつ、財務大臣及び事業所管大臣より外為法の待機期間を 2025 年 8 月 1 日まで延長する旨の通知がなされるに至っておりますが、貴社の当初のご想定と異なる審査状況になっている経緯・理由（経済産業省との協議状況を含みます。）、当該待機期間の延長通知が外為法の審査結果に与える影響について、貴社のご認識・お考えを、法律事務所の見解も踏まえ、ご教示ください。

- 関連当局から、審査状況については発行会社を含むいずれの第三者にも開示しないよう承っておりますので、貴社に対するご開示も含めて、回答を控えさせていただきます。ご理解頂きますと幸いです。

(2) 公開買付者が、財務大臣及び事業所管大臣から、外為法の待機期間を延長する旨の通知を受領したことを踏まえ、現時点における外為法の承認取得の可否（対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告されず、貴社公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できる見込みを含みます。）及び時期の見通しに係る貴社のご認識・お考えを、法律事務所の見解も踏まえ、ご教示ください。

- 待機期間延長の通知による承認取得の可否への影響はないと考えており、「公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込み」に現時点で変更はございません。

(3) 上記に関連して、貴社は、外為法の審査期間が 2025 年 8 月 1 日まで延長されたにもかかわらず、貴社公開買付けの公開買付期間を 2025 年 7 月 15 日までしか延長しておりません。

- ① 公開買付期間の延長について、外為法の延長された審査期間までではなく、2025 年 7 月 15 日までしか延長しなかった理由をご教示ください。
- 当局により、待機期間が短縮される可能性もあり得るところ、公開買付期間をいたずらに長期化するような延長を行わないことが貴社の株主の皆様にとっても望ましいことと考え、法令上最低限の延長としておりました。
- ② 貴社は 2025 年 7 月 15 日までに外為法上の貴社公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できるとお考えでしょうか。そうお考えになる具体的な理由と併せてご教示ください。
- 本日公表のとおり、2025 年 7 月 15 日時点において本公開買付けによる株式取得に係る外為法上の承認は取得できておりません。
- ③ 仮に 2025 年 7 月 15 日までに当該承認を取得できなかった場合、公開買付期間を更に延長することを想定されておりますでしょうか。貴社のご想定をご教示ください。公開買付期間は最長 60 営業日と定められており、原則として

2025 年 8 月 1 日までしか延長できないと理解しております。

- 本日公表のとおり、公開買付期間を 2025 年 8 月 1 日まで延長いたします。
- ④ 2025 年 5 月 9 日付公開買付届出書における、「公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までには本株式取得に係る承認を取得できると見込んでおりますが、公開買付期間（延長した場合を含みます。）末日の前日までに管轄当局からの承認を取得できない場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（2）公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第 14 条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります」との記載を踏まえると、既に貴社は貴社公開買付けを撤回可能な状況にあると理解しております。仮に 2025 年 7 月 15 日までに当該承認を取得できなかった場合、貴社公開買付けを撤回する意向はございますでしょうか。現時点における貴社の貴社公開買付け撤回の可能性についてご教示ください。
- 現時点では本公開買付けを撤回する予定はございません。